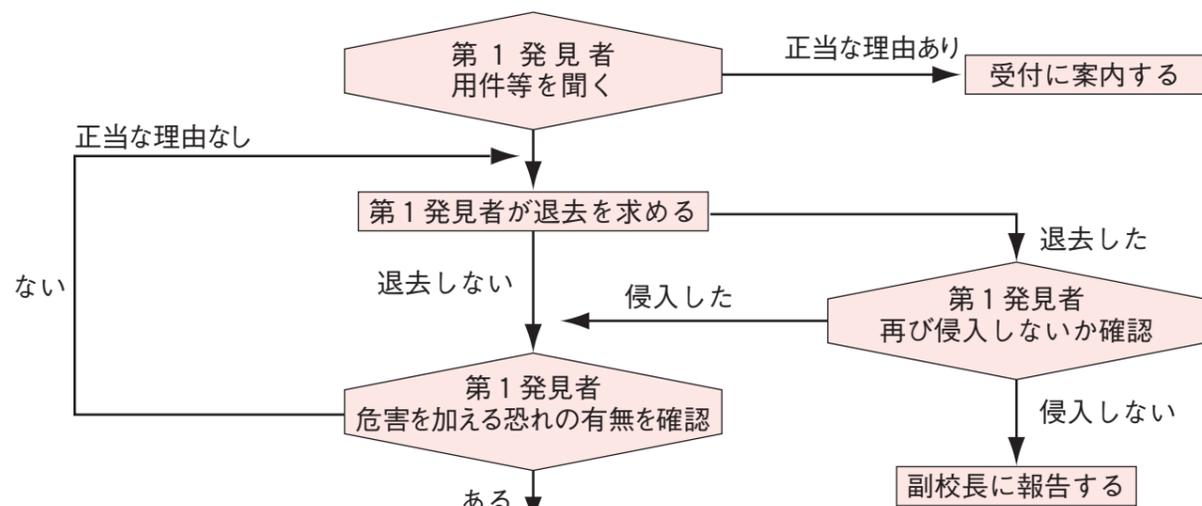


関係者以外が正門玄関から学校へ立ち入る (防犯カメラ等で確認)

初期対応

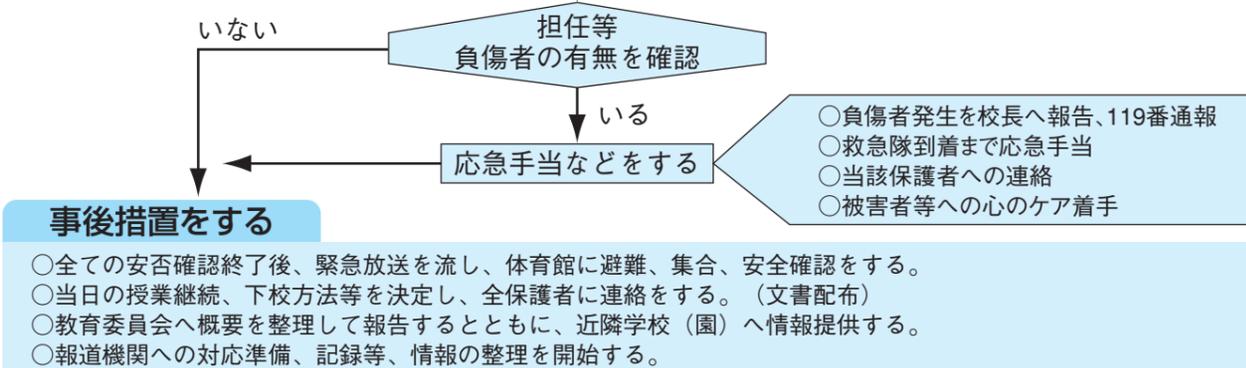


緊急対応 (被害防止)



警察による保護・逮捕

緊急措置 (被害対応)



# 防犯カメラを効果的に活用するために

## 防犯カメラ活用マニュアル

不審者の行動を把握する。

**POINT** モニターに映し出された人物が不審者かどうかを見極めること



「機械の目」と「人の目」が不安を解消する。

**POINT** モニターが、つねに人によって見られていること

学校への不審者の侵入による子どもへの痛ましい被害の発生を背景に、東京都は学校の不審者初動体制を強化するため、平成18年度に小、中学校等への防犯カメラ設置補助事業を実施し、防犯のハード面の整備を進めました。今後、各学校では、防犯カメラを活用するなどして、不審者の早期発見、児童・生徒の適切な避難誘導、110番通報などの初動対応の体制を強化することが喫緊の課題です。

本マニュアルは、各学校での、不審者への初動対応のマニュアルの整備、防犯訓練の実施、防犯のソフト面対策の強化などでの活用を目的として作成しました。

※当マニュアルはあくまで効果的な活用方法を提案するものであり、設備・人員等の各学校の状況を総合的に勘案し、不審者対応のためにできる最善の方法を検討してください。

# 防犯カメラの効果

## 犯罪を抑止できる

通行人等のプライバシー保護のためにも周知しておくことが大切です。

### ★効果を引き出すために

- 『防犯カメラ作動中（設置）』のプレートは、通行人に分かるように表示する。
- 「防犯カメラ」が設置されていることを学校だより等で周知する。

## 不審者侵入時に迅速な対応ができる

- ①不審者の侵入を即時に知ることができる。
- ②その場ですぐに行って対応できる。
- ③他の者も対応の様子を知ることができ、応援、通報できる。

子供への被害を未然に防ぐために大切です。

### ★効果を引き出すために

- モニターを監視する体制をつくる。
- 不審者かどうか見極める手がかりを定める。
- 実際に活用するための訓練を行っておく。

## 事後の検証ができる

保存した映像の閲覧を認める条件・手続のルール作りが必要です。

### ★効果を引き出すために

- 機器の動作チェックと録画映像の消去を確実に行う。
- 再生できる権限を持つ者を指定しておく。
- 録画映像・機器の保存・管理をしっかりとし、盗難を防止する。

## モニターの監視

### 教職員の役割分担（分担表の作成）を定める。

教職員（教材研究や授業がない教員など）を中心に時間帯ごとのモニター監視者をあらかじめ決めておく。その際に、可能なかぎり子供安全ボランティアに輪番によるモニター監視を依頼し、監視時間帯を補完していく。



注）「気がついた者がモニターを確認する」では、人がいたのに誰も見ていなかったということもあります。

- ・モニター監視者以外にも、授業を終えた教員が職員室に戻る際に、モニターを見ることができるような動線を定めておくなどの工夫も考えられます。

注）可能ならば、教職員が日常的にいる場所、日常的に通る場所にモニターを設置しましょう。

モニターを常時監視することにより、防犯カメラは最大限の効果が期待できますが、それが実施困難な場合でも、録画機能との併用、ボランティア等との協力体制などにより、監視体制を強化することができます。

## 不審者の判別

### 学校としての不審者判別チェックリストを作成し、モニターの前に掲示する。

例【即対応】刃物を持っている。塀・門を乗り越えてきた。  
【要観察】受付にすぐに行かず周囲を見ている。



- 注）①認知している学校関係者か。  
②正規の来校者ルートを通っているか。  
③受付で来校手続をしているか。

### 当日の来校者の事前把握とその情報の共有化を図る。

- ・当日、来校する業者等は、朝、モニターの横に掲示しておく。業者の服装等について事前に聞いておくといよい。

### 受付前に防犯カメラが設置されている場合、来校者証を改善する。

- ・現在、使用している名札・来校者証等の形状を、防犯カメラにより容易に識別できるようにし、付ける位置も指定する。

防犯カメラにより不審者と判別するためには、事前対策として、学校訪問者が校舎内に入る際の条件・手続の取り決めを行う必要があります。それにより、学校関係者以外の者で用件不明者の侵入を早期に判断し、次の行動に移行することができます。

## 訓練の実施

### 児童・生徒の登下校時、教室及び校庭等での授業時間中等、具体的に不審者の侵入を想定した訓練を実施する。

実施例【警察と連携した不審者対応訓練】  
「モニター監視担当」等が不審者を発見

↓  
不審者への侵入方向へ「不審者対応担当」等が急行

↓  
「緊急連絡担当」等による校内緊急放送及び警察への学校110番での緊急通報

↓  
「児童・生徒の安全確保担当」等による児童・生徒の避難誘導

注）報告、連絡、指示の体制を確認するとともに、学校110番通報装置や設置されている防犯器具を活用できるように日ごろから訓練を行う必要があります。



従来の不審者対応訓練は、不審者に侵入された後の対応訓練が主でしたが、防犯カメラを活用して早期に不審者を発見するためには、事前対策を含めた訓練内容の見直しを行い、効果的な訓練を実施する必要があります。